アラブ首長国連邦アブダビ首長国の輸入規制措置の概要 (平成28年12月21日時点)

【輸入規制措置の概要】

アラブ首長国連邦アブダビ首長国は、日本から輸出される一部の地域の食品について 放射性物質検査報告書の提出を求めるとともに、その他の地域の食品については産地証 明の提出を求めています。

(証明対象・内容)

区分	地域	品目	規制内容
1	47都道府県		〈日付証明〉
			平成23年3月11日以前に生産・加
			工されたことの証明
2	5県(岩手、宮城、福島、		〈放射性物質検査証明〉
	栃木、群馬)	全ての食品・飼料	(アラブ首長国連邦が定める
			放射性物質基準(注1)に適
			合していること) (注2)
3	5県以外		〈産地証明〉
			(5県以外で生産・加工され
			たことの証明) (注3)

注1;アラブ首長国連邦が定める放射性物質基準(Codex基準を採用)

放射性物質核種	基準値(Bq/kg)
ョウ素 (¹³¹ I)	100
セシウム (¹³⁴ Cs + ¹³⁷ Cs)	1000

水産省ホームページに掲載しています。

区分2の対応については、政府機関が発行する証明書ではなく、アブダビ側に登録 した検査機関作成の放射性物質検査報告書(英文)の提出により輸入が認められます。 「アブダビ首長国向けに輸出される食品に係る放射性物質検査機関一覧」は、農林

(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/arab_shoumei.html)

- 注2;放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発 行することはできません。
- 注3;上記3の産地証明は、政府機関によるもののほか、各商工会議所によるサイン 証明による輸入も認められます(サイン証明の様式の指定はありません)。
- 注4;対象産品の原料について放射性物質検査による確認を行った場合は、同検査報告書の添付も必要となります。

【本規制措置の適用等】

本措置は、平成28年12月22日の証明書発行分から適用されます。

なお、旧様式の証明書については、12月31日の現地到着分まで受け入れられますが、 船貨の場合、12月31日以降も受け入れられることを確認しています。